

福岡県公報

平成二十年三月三日
第二千七百九十二号
増刊 ①

目次

規則(第八号)

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(経営金融課) …………… 一

規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十年三月三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第八号

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十八年福岡県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項から四の項までの規定中「〇・九五パーセント以内」を「一・一〇パーセント以内」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）